

令和5年度
三木市立勤労者福祉センター（サンライフ三木）運営委員会

と き：令和5年7月14日（金）
午後3時～

ところ：サンライフ三木 2階 会議室

1 開 会

2 委員自己紹介、事務局自己紹介

3 正副委員長選出

4 正副委員長あいさつ

5 報告事項

- (1) 令和4年度の利用状況及び事業実績について
- (2) 令和4年度決算について
- (3) 雇用状況について

6 協議事項

- (1) 令和5年度の事業計画について
- (2) 令和5年度予算について
- (3) 長寿命化の実施について

7 閉 会

添付資料

- ①運営委員会要綱 / ②令和4年度 事業実績 / ③令和4年度 施設利用状況
- ④令和4年度 決算 / ⑤2022年度 業務報告 三木市ふるさとハローワーク
- ⑥令和5年度 事業計画 / ⑦令和5年度 予算(三木市一般会計)
- ⑧長寿命化の実施について / ⑨三木市立勤労者福祉センター条例

添付資料①

三木市立勤労者福祉センター運営委員会要綱

(設 置)

第1条 三木市立勤労者福祉センター サンライフ三木（以下「福祉センター」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、福祉センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(附議事項)

第2条 前条の運営委員会に附議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 関係機関との良好な協力関係の維持に関する事。
- (2) 福祉センターの各施設の利用向上に関する事。
- (3) その他福祉センターの円滑な運営の促進に関する事。

(組 織)

第3条 運営委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 勤労者を代表する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 利用者を代表する者
- (4) 商工会議所の職員
- (5) 学識経験者
- (6) 福祉センターに関する国、又は県の機関職員
- (7) 市の職員

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは速やかに補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 運営委員会は、委員長が招集する。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(その他)

第7条 運営委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が、運営委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、昭和61年11月1日から実施する。

(任期)

2 第4条の規定にかかわらず、委員の最初の任期は昭和63年3月31日までとする。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

添付資料②

令和4年度 サンライフ三木 事業実績

1 運営委員会

開催日	内容
7月1日(金)	① 令和3年度利用状況及び事業実績について ② 令和4年度予算及び事業計画について ③ 長寿命化の実施について

2 利用者団体連絡会議

開催日	内容
5月24日(火)	① 代表幹事選出並びに解任 ② サンライフ三木フェスティバル開催について ③ 令和4年度サンライフ三木事業計画について

3 主催事業

開催日	内容	参加数
	サンライフ三木フェスティバルは、協議の結果中止とした。	
4月17日(日) ～2月19日(日)	ファースト・トレーニング講習会 講師 佐田智美氏	12回 28名

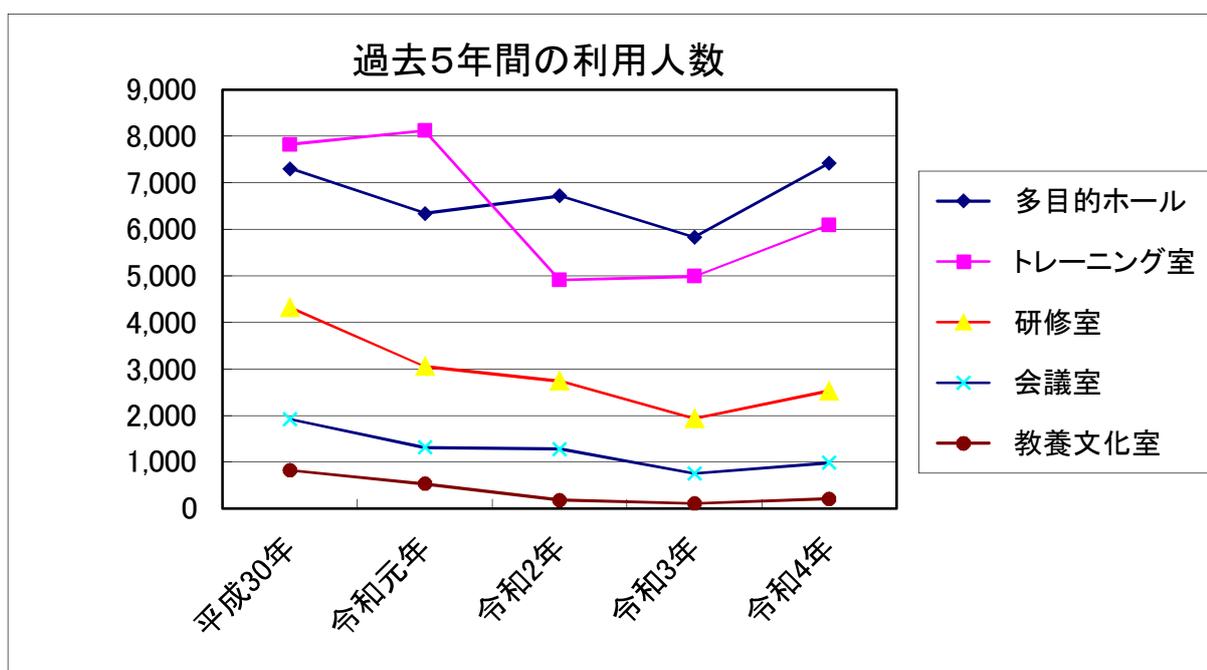
★令和4年度 サンライフ三木施設利用状況★

令和4年4月～令和5年3月

施 設		使用人数	使用料収入額
多 目 的 ホ ール	スポーツ使用	6,242	620,800
	集会使用	1,180	130,000
	計	7,422	750,800
トレーニング室		6,093	526,500
研修室		2,529	184,100
会議室		984	55,100
教養文化室		205	55,560
合 計		17,233	1,572,060

過去5年間の利用人数

施 設	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
多目的ホール	7,299	6,341	6,718	5,832	7,422
トレーニング室	7,821	8,116	4,906	4,988	6,093
研修室	4,317	3,056	2,739	1,929	2,529
会議室	1,912	1,309	1,276	756	984
教養文化室	819	530	177	110	205
合 計	22,168	19,352	15,816	13,615	17,233



添付資料④

令和4年度サンライフ三木決算

歳入

(単位:円)

科目	決算額	前年度 決算額	比較増減	内容
使用料	1,572,060	1,132,800	439,260	サンライフ使用料
	100,600	100,600	0	サンライフ自動販売機設置料
雑入	1,930	1,480	450	コピー使用料
管理費	10,645,044	23,386,622	△ 12,741,578	
合計	12,319,634	24,621,502	△ 12,301,868	

歳出

(単位:円)

科目	決算額	前年度 決算額	比較増減	内容
報酬	28,000	24,000	4,000	運営委員会委員報酬
職員報酬	4,895,675	4,892,084	3,591	職員報酬、職員手当等、旅費(通勤手当)
報償費	36,000	30,000	6,000	ファーストトレーニング講習会講師謝礼
需用費	3,057,058	2,740,260	316,798	電気・ガス・水道料金、照明器具・消耗品、運営委員会等賄
役務費	221,030	219,048	1,982	電話代
委託料	3,000,226	5,459,465	△ 2,459,239	機械警備、床・窓ガラス清掃・受水槽清掃、施設管理、清掃、空調設備・電気設備・消防設備・体育機器保守点検
使用料	36,645	36,645	0	放送受信料、AED使用料
工事請負費	0	11,220,000	△ 11,220,000	
備品購入費	1,045,000	0	1,045,000	トレッドミル1台
合計	12,319,634	24,621,502	△ 12,301,868	

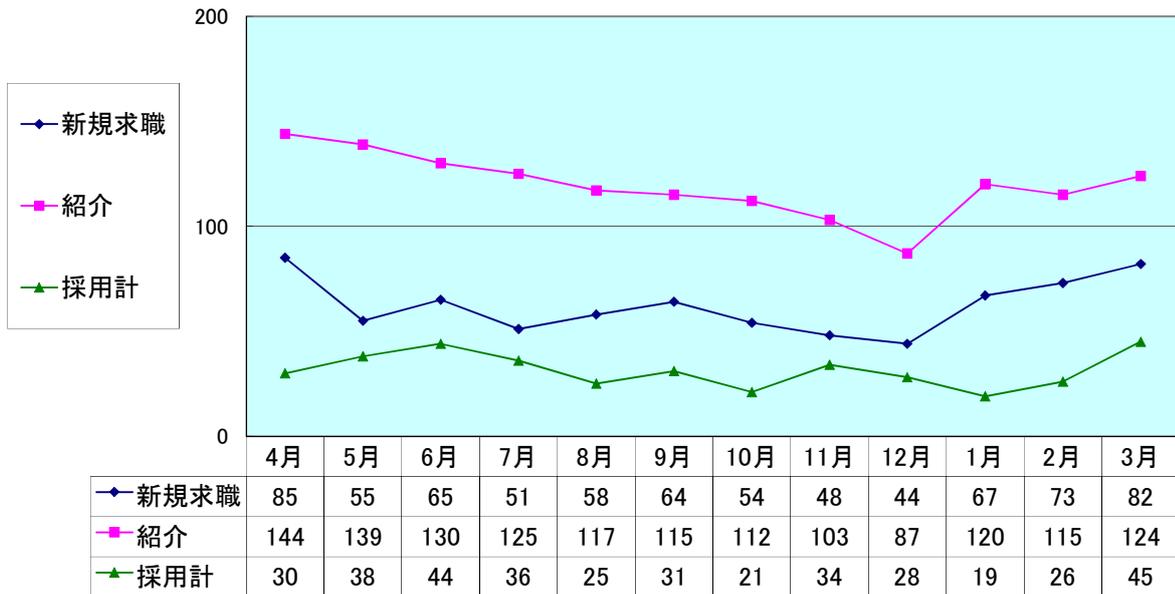
添付資料⑤

2022年度 業務報告
三木市ふるさとハローワーク

月	職業紹介・相談									来所者数
	新規求職	(紹介に伴う) 職業相談	一般相談 問い合わせ	紹介	求職活動記録	採用			自己検索利用者	
						一般	パート	採用計		
4月	85	528	214	144	(0)	(14)	(16)	30	333	632
5月	55	447	213	139	(0)	(20)	(18)	38	273	551
6月	65	415	232	130	(0)	(24)	(20)	44	314	591
7月	51	434	232	125	(0)	(15)	(21)	36	292	533
8月	58	426	178	117	(0)	(12)	(13)	25	265	572
9月	64	445	153	115	(0)	(19)	(12)	31	282	575
10月	54	385	189	112	(0)	(12)	(9)	21	250	510
11月	48	371	148	103	(0)	(19)	(15)	34	211	465
12月	44	354	133	87	(0)	(14)	(14)	28	194	419
1月	67	395	184	120	(0)	(14)	(5)	19	204	505
2月	73	427	168	115	(0)	(15)	(11)	26	262	524
3月	82	448	179	124	(0)	(19)	(26)	45	301	600
2022年度計	746	5075	2223	1431	(0)	(197)	(180)	377	3181	6477

件数

三木市ふるさとハローワーク
2022年度新規求職・紹介・採用件数



令和5年度 サンライフ三木事業計画

1 施設の適正な運営と利用の促進

(1) 運営委員会の開催

施設の利用向上及び円滑な運営に関する審議を行う。

(2) 利用者連絡会議の開催

施設利用団体の代表者で構成する利用者連絡会議を開催し、利用者相互の交流及びサンライフ三木フェスティバルについての協議を行う。

(3) 施設貸出

各種教養、文化サークルの自主活動に広く開放するとともに、各種団体、企業の研修、講習、会議の利用を奨励する。

※ 基本的な感染症対策（3密の回避、手洗いや手指消毒、効果的な換気）は継続したうえで、館内のマスク着用は個人の判断に委ねる。

(4) 広報広聴活動

市広報、新聞、ホームページ、FMみつきい等による広報。

(5) 施設整備

当該施設の適正な維持管理に努める。

2 職業講習、職業相談及び職業情報の提供

(1) 三木市ふるさとハローワークによる事業の支援

- ・ 求職者に対する職業相談及び職業紹介
- ・ 求人自己検索機4台の活用による求人情報の提供
- ・ 関連諸制度についての周知及び関係機関との連絡調整

(2) さんだ若者サポートステーションの出張相談による事業の支援

- ・ 49歳までの無業者に対する就職相談及び就職後のキャリア形成相談

(3) 兵庫県雇用開発協会他による職業講習事業の支援

3 勤労者の心身の健康保持、体力の増強及び教養文化の向上のための施設の提供

(1) 勤労者の健康増進

初めてトレーニング室の利用を希望する方に、効果的で安全な利用を目的として、ファースト・トレーニング講習会を開催する。(偶数月第3日曜日各2回、計12回開催予定)

(2) 勤労者の各種サークル、クラブによる自主活動の支援

~~サンライフ三木において文化活動等を行っている各種グループが日頃の活動を披露するサンライフ三木フェスティバルを支援する。~~

※利用者団体連絡会議における協議の結果、本年度は中止が決定した。

4 本施設の在り方検討

令和6・7年度の長寿命化実施に向け、本施設の在り方を検討し、調整を行う。

(6月1日、利用者向け説明会を開催。)

添付資料⑦

令和5年度サンライフ三木予算(三木市一般会計)

歳入

(単位:千円)

科目	予算額	前年度 予算額	比較増減	内容
使用料	2,160	2,160	0	サンライフ使用料
	101	101	0	サンライフ自動販売機設置料
雑入	10	10	0	コピー使用料
管理費	11,516	11,500	16	
合計	13,787	13,771	16	

歳出

(単位:千円)

科目	予算額	前年度 予算額	比較増減	内容
報酬	32	32	0	運営委員会委員報酬
職員報酬	5,294	5,159	135	職員報酬、職員手当等、旅費(通勤手当)
報償費	36	36	0	ファーストトレーニング講習会講師謝礼
需用費	4,277	4,060	217	電気・ガス・水道料金、建物・空調・トレーニング器機修繕、消耗品、運営委員会等賄
役務費	261	261	0	電話代、郵便代、白布等クリーニング代
委託料	3,849	3,185	664	機械警備、床・窓ガラス清掃・受水槽清掃、施設管理、清掃、空調設備・電気設備・消防設備・体育機器保守点検、特殊建築物定期調査
使用料	38	38	0	放送受信料、AED使用料
備品購入費	0	1,000	△ 1,000	
合計	13,787	13,771	16	

【備考】予算額、前年度予算額ともに年度当初分の比較

サンライフ三木 長寿命化の実施について

1 公共施設再配置計画

本市では、急激な人口増加期に集中的に整備してきた公共施設等が、今後一斉に更新時期を迎えることから、限られた財源の中で将来にわたって質の高い公共サービスを提供し続けるため、「三木市公共施設再配置計画」を策定し、人口規模や市民ニーズに適合した公共施設等の再配置（長寿命化、統廃合、複合化等）を計画的に進めています。

サンライフ三木は、築 38 年（令和 5 年 3 月末現在）で耐震性もあることから、この計画においては長寿命化の方針が示されています。

2 サンライフ三木の変遷

サンライフ三木は、昭和 60 年に（国の機関）雇用・能力開発機構により、「中高年労働者福祉センター」として設置されましたが、平成 14 年に同機構の合理化により、取り壊しが検討されました。その際、当時の厳しい経済情勢の中、雇用対策の充実と関係機関の調整を図る必要があるとして、雇用・能力開発機構（国の機関）から市が譲り受け、存続させた施設です。

市はサンライフ三木を活用するため従来の機能を拡充し、平成 22 年には西神ハローワークと連携した「三木市ふるさとハローワーク」を、平成 25 年には中小企業の支援拠点として「中小企業サポートセンター」等を常設するなど、市内の産業振興を労働者と事業者の両面から支援する機能を発揮させてきました。

一方、本施設の一般利用者の数は平成 13 年度の 42,423 人をピークに減少傾向が続いており、令和元年度には 19,132 人となり、最盛期の半分以下の利用者数となっています。また、時代の潮流の変化等によるものか、勤労者による利用は一層少ない現状があります。

3 長寿命化の実施について

本施設の建設から既に 38 年が経過し、上記の機能を時代に応じて発揮し続けるためには大規模な改修（施設の長寿命化）が必要となっています。

4 サンライフ三木の設置目的の検討

多額の費用が必要となる長寿命化の実施に当たっては、本施設の目的・担うべき機能・あるべき姿を今一度整理する必要があります。

そこで、時勢の変化や現状、人口減少の中での市の課題解決に向け、本施設の設置目的を次のとおり変更することを検討しています。

【変更前】 勤労者の雇用の促進及び福祉の向上を図る

【変更後】（案）中小企業の振興、雇用促進及び地域経済活性化のための交流促進を図る

5 大規模改修工事の実施予定内容

サンライフ三木が将来にわたり、本施設のあるべき機能を効率的に発揮できる施設であり続けるために、次のことが必要と考えています。

(1) バリアフリー化（エレベータの設置、多目的トイレの増設）

(2) 中小企業サポートセンターの移動（1階へ）

※ 本来、ロビーであった場所に設置されたままとなっているため、避難経路等の安全性が確保できていません。

※ 相談スペースがなく、事業者の情報を守りながら相談できない状況となっています。

(3) トレーニング室の廃止

※ (1)(2)のために必要なスペースを確保する必要があります。

※ 複合機能があるトレーニング機器が2台設置されていますが、保守年限を大幅に超過しており修繕・保守が困難なため、修繕・保守を断られた場合は使用停止にせざるを得ません。更新するとしても、現在はこのような大掛かりに機能を集約させた機器はなく、小型の機器を数多く設置する形態となるため、現状のスペースでは、同程度の機能を持った機器を設置することはできません。

※ 市営のトレーニング施設は8施設ありますが、半径2.5km以内にサンライフ三木を含め4施設が集中している状況があります。

(4) 多目的ホールの減築

※ 冷暖房機器の経年劣化が進んでおり、保守・修繕共に困難な

添付資料⑧

状況です。

- ※ 「勤労者の雇用の促進及び福祉の向上を図る」目的での利用が年に数回程度しかありません。
- ※ 近隣には、三木コミュニティスポーツセンター、福井コミュニティセンター、三木山総合公園、三木南交流センターや市内各公民館・小中学校体育館ほか代替施設が多くあり、これらの施設の効率的な活用を図っていく必要があります。

6 長寿命化のスケジュール

令和3年3月 三木市公共施設再配置計画策定

令和4年6月 運営委員会（公開・長寿命化実施説明）
運営委員会議事録の公表

令和5年5月 利用者団体連絡会

令和5年6月 長寿命化説明会、運営委員会（方針等説明）

令和5年9月 （仮）方針・日程等決定

令和6年4月～ 長寿命化の実施設計（本設計）

令和6年12月～ 工事開始

貸館事業等の停止

令和8年3月 工事完了

貸館事業の再開



貸館事業
等の停止

- ※ 多目的ホールの冷暖房及びトレーニング室の機器類については、保守年限を大幅に超過しており、保守が困難です。保守を断られた場合は使用停止せざるを得ず、そのような事態が生じた場合、上記のスケジュールに関わらず、一部サービスを制限する可能性があります。

添付資料⑧

近隣市町と比較すると、三木市は市営トレーニング室が多く設置されています。そのうちの4つが至近距離にあります。

【近接の市営トレーニング室】

サンライフ三木／三木山総合公園／三木南交流センター／
総合保健福祉センター（新型コロナウイルス対応により休止中）

(2) サンライフ三木 2階

【将来(発展的)活用のための課題】

- 公共施設のため、バリアフリー化を推進する必要があります。
- 多目的トイレの増設や、エレベーターの設置が必要です。
そのためのスペースが新たに必要となります。



- 中小企業サポートセンターは、ロビーであったスペースに暫定的に設置したような状況で、各種相談のプライバシー保護も困難な状況です。

本センターのさらなる活用や、トラブル時の避難経路確保等の観点からも、1階に設置することが望ましいと考えています。

添付資料⑨

○三木市立勤労者福祉センター条例

昭和60年10月1日

条例第15号

改正 平成14年3月29日条例第9号

平成15年3月31日条例第8号

平成17年12月21日条例第91号

平成21年3月31日条例第16号

平成24年3月30日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、勤労者の雇用の促進及び福祉の向上を図るため、三木市立勤労者福祉センター（以下「福祉センター」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 三木市立勤労者福祉センター サンライフ三木

位置 三木市福井1933番地の12

第3条 削除

(事業)

第4条 福祉センターは、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 職業講習、職業相談及び職業情報の提供に関すること。

(2) 心身の健康保持、体力の増強及び教養文化の向上のための施設の提供に関すること。

(3) 勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第15条第2項に規定する勤労青少年の福祉に関する事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの目的を達成するために必要な事業

(職員)

第5条 福祉センターに、所長その他必要な職員を置く。

(使用者の範囲)

第6条 別表に掲げる福祉センターの施設（以下「会議室等」という。）を使用できる者は、勤労者その他市長が適当と認めたものとする。

(使用の許可)

第7条 会議室等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に、福祉センターの管理運営上必要な条件を付するこ

添付資料⑨

とができる。

3 市長は、会議室等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設その他附属設備を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公益に反すると認めるとき。
- (4) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (5) 三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利することとなると認めるとき。
- (6) その他市長がその使用を不相当と認めるとき。

（使用料）

第8条 会議室等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（使用許可の取消し）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 不可抗力により使用することができなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、福祉センターの管理運営上支障があるとき。

2 前項に規定する措置により使用者に損害の生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

（誓約書の徴取等）

第11条の2 市長は、第7条第1項の許可に係る申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、

添付資料⑨

同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る会議室等の使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、福祉センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。

(運営委員会)

第13条 福祉センターの適正かつ円滑な運営を図るため、三木市立勤労者福祉センター運営委員会を置く。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(「三木中高年齢労働者福祉センター使用料」を「三木市立勤労者福祉センター使用料」に改める部分を除く。)は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書の規定にかかわらず、平成15年6月30日までにトレーニング室の年間使用の申請書を受理した場合の使用料は、当該年間使用を許可した期間に限り、なお従前の例による。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年三木市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「

中高年齢労働者福祉センター運営委員会委員	日額	8,000円
----------------------	----	--------

」を「

勤労者福祉センター運営委員会委員	日額	8,000円
------------------	----	--------

」に改める。

添付資料⑨

(三木市の公の施設の使用料に係る消費税及び地方消費税の取扱いに関する条例の一部改正)

- 4 三木市の公の施設の使用料に係る消費税及び地方消費税の取扱いに関する条例(平成4年三木市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第9号中「三木中高年齢労働者福祉センター条例」を「三木市立勤労者福祉センター条例」に改める。

附 則(平成17年12月21日条例第91号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(三木市立勤労青少年ホーム条例の廃止)
- 2 三木市立勤労青少年ホーム条例(昭和48年三木市条例第1号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年三木市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表勤労青少年ホーム運営委員会委員の項を削る。

(三木市の公の施設の使用料に係る消費税及び地方消費税の取扱いに関する条例の一部改正)

- 4 三木市の公の施設の使用料に係る消費税及び地方消費税の取扱いに関する条例(平成4年三木市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

(三木市立障害者総合支援センターはばたきの丘設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 5 三木市立障害者総合支援センターはばたきの丘設置及び管理に関する条例(平成19年三木市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「(18)」を「(17)」に改める。

附 則(平成24年3月30日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

別表(第6条、第8条関係)

三木市立勤労者福祉センター使用料

添付資料⑨

施設の名称	使用料
職業講習室	1時間につき 200円
トレーニング室	1人1回につき 200円
	1人1か月につき 1,000円
多目的ホール	1時間につき 800円
研修室	// 300円
会議室	// 200円
教養文化室	// 250円

備考

- 1 1時間未満の使用時間があるときは、これを1時間として取り扱うものとする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合の使用料は、当該使用料の額に100分の130を乗じて得た額とする。ただし、トレーニング室を使用する場合は、この限りでない。
- 3 営利又は営業上の目的で使用する場合の使用料は、当該使用料の額に100分の300を乗じて得た額とする。
- 4 使用者が、三木市内に住所又は勤務先を有する者以外の場合の使用料は、当該使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 5 前各項の規定に基づき、当該使用料の額に使用時間数及びそれぞれの率を乗じて得た額の最終の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 トレーニング室を6か月間継続して使用する場合は、定期券を発行することができる。この場合において、当該定期券の額は、5,000円(6,000円相当分)とする。